

# 令和6年度 「山里中学校生として守るべきルール・マナー」

長崎市立山里中学校  
生徒指導部

## 「守るべきルール・マナー」の意義について

- 学校は、憲法・子どもの権利条約・教育基本法に則り、生徒のみなさんの成長発達に重要な役割を果たしています。
- 生徒のみなさんは一人の人間として、その尊厳を尊重され、人格及び能力を最大限に発揮させ、開花させるために教育を受ける権利（学習権）が保障されています。そして、学校は生徒のみなさんの学習権を実現する場所の一つであり、みなさんは学校生活を通じて多くのことを学び、成長発達していきます。
- そのため、学校は生徒のみなさんに対し、学習権を十分に保証できるような環境を提供することが求められます。
- また、学校は、家庭教育などと異なり、家族等を越えた社会集団によって営まれることから、生徒のみなさんの「社会化」という側面ももっています。
- したがって、学校が教育目的を達成するために、生徒のみなさんの教育に適した環境を整備・維持していくためには、「守るべきルール・マナー」を定め、みなさんへの一定の規制を設けることが必要となります。
- ただし、学校を取り巻く社会環境等の状況は変化していくため、「守るべきルール・マナー」の内容は、生徒のみなさんの実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうか、絶えず積極的に見直さなければなりません。
- そこで、生徒総会で「守るべきルール・マナー」について毎年取り上げ、必要に応じて変更等について議論することとします。
- なお、「守るべきルール・マナー」について、特別な事情がある場合は検討しますので、学校に申し出てください。

### 校内生活について

#### (1) 登下校等に関わる内容

- ① 登校は制服とする。なお、休日・休業中の部活動等への登下校は、学校指定ジャージ、又は部で統一された指定服でもよい。
- ② 学用品等は、リュックサック等のバッグに入れる。サイズは教室のロッカーに収まる程度のものとする。（おおよそ20L程度、色は指定しない）
  - ※ 目印としてバッグにつけるキーホルダー類は1個のみとし、つける際は、自分のバッグと分かる程度の大きさとする。
  - ※ 部活動の道具がバッグ  
に入りきれない場合は、部専用のバッグの持ち込みを検討する。
    - ・令和5年度に、部専用のバッグ等を許可されている部  
野球部・剣道部・空手道部・テニス部(ラケットカバー)・バドミントン部(ラケットカバー)・サッカー部(休日及び試合時のみ)・バスケット部(シューズ入れ)・陸上部
  - ※ 兄弟などが使用していたものを譲り受けた生徒は、これまでの学校指定の通学カバン、補助バッグを継続して使用してもよい。
- ③ 交通量が多い地区のため、自転車通学及び休日における自転車の校内への乗り入れ等を禁止する。
- ④ 通常登校日は、8時15分から静かに読書やモジュール学習に励むことができるように、8時10分までに自分の席に着席し、活動の準備をする。

- ⑤ 帰宅時の安全のため、完全下校時刻を守る（時期によって下校時刻は変動する）。

## （２）遅刻・欠席の連絡

- ① 遅刻・早退・欠席等の場合は、生徒本人ではなく必ず保護者がテトルまたは電話で連絡する。  
② 早退した場合は、家に着いたことを学校へ電話報告する（保護者が在宅している場合は、保護者が行く）。

## （３）授業、休み時間、放課後の活動について

- ① 朝の学活後は 8 時 30 分まで、給食後は 13 時 10 分までは教室から出ない。帰りの学活後は短学活設定時間より前に教室から出ない。  
② 携帯電話等、学校生活に不要なものの持ち込みは禁止する。  
③ 授業へ静かに集中して参加するために、2 分前着席、1 分前黙想を徹底する。  
④ トラブル等の防止のため、他学年のフロアには立ち入らないことを原則とする。また、トイレも学年で指定されたトイレを使用する。

※使用トイレ ～ 1 年生：1 棟 3・4 階、2 年生：1 棟 1・2 階、3 年生：2 棟 2 階

- ⑤ 衛生的な学校生活を送るため、上履きと下履きの区別をつけて過ごす。  
⑥ 安全で安心してみんなが生活するために、室内や廊下で走ったり、暴れたり、たむろしたりしない。  
⑦ 放課後に活動する場合は、担当の先生等の許可を得てから活動に入る。  
⑧ 飲料は、水筒に入れて持参する（水・お茶に限る。夏期はスポーツドリンクも可）。

## （４）保健室の利用について

- ① 保健室に行く場合は、学年の先生か教科担任の先生に必ず許可を得た後、一度職員室に寄り、検温等をした上で利用する（自分の判断で勝手に行かない）。許可を受ける際は、保健室利用カード（グリーンカード）を使用する。  
② 保健室から戻った場合は、保健室利用カード（グリーンカード）を、学年の先生か教科担任の先生に必ず提出する。

## （５）掃除について

- ① 掃除は、上着を脱ぎ、ネクタイをはずし、ズボンまたはハーフパンツ等で行う。  
② 「無言で時間いっぱい」、「心を込めて」行う。  
③ 掃除のない日は、帰りの学活などで簡単なゴミ拾いを行う。

## （６）登校後の外出について

- ① 登校後の外出は原則として禁止する。特別な場合（通院等）は、保護者が電話連絡をするか、保護者が理由を記入した連絡帳を担任等に届け出る。  
② 安全と所在を確保するため、いかなる場合も、無断外出は禁止する。忘れ物があっても取りに帰る等はしない。

## （７）身なりについて

- ① 髪型や服装は、清潔感があり、学校生活に支障のない、時と場にふさわしいものとする。  
② 著しく特異な髪型や服装については、保護者を通じて確認する場合がある。  
③ 髪は、目や肩にかからないように心がける。後ろ髪が肩にかかる場合、\*暗色系のゴムでとめることが望ましい。  
\*「暗色系」…黒、紺、グレー、ベージュなど  
④ 通学靴については、体育時にも使用できる靴とし、白または\*暗色系の運動シューズ（華美でないもの）とする。  
⑤ 名札は登校後に左胸のポケットに付け、下校時には外して所定の場所にもどす。  
⑥ 2、3 年生の標準型学生服及び標準型ブレザーの着用時には、校章を左襟につける。  
⑦ 靴下について  
靴下は白または\*暗色系の無地とし、ワンポイントを可（商標マーク 2 つも可）とする。くるぶしやアキレス腱をカバーできる長さとする。

⑧ 制服について

<2、3年生>

- 標準型学生服（黒）及び標準型ブレザー

ズボンのホックを留めて正しくはき、裾をひきずらない。ベルトの色は、\*暗色系の無地とする。儀式的行事の際は、上着のホックをしめる。

スラックスを着用する場合ははき方は、標準型学生服のズボンと同様とする。

スカートの丈は、膝が隠れる長さとする。

- カッターシャツ・ブラウス

制服の下には、カッターシャツまたは、ブラウスを着用する。

※ シャツ出しをしない。腕まくりをする際はきちんと折り曲げること。

<1年生>新制服

- 標準型ブレザー

ブレザーのボタンはとめて着用する。

スラックスのホックを留めて正しくはき、裾をひきずらない。ベルトの色は、\*暗色系の無地とする。儀式的行事の際は、ネクタイをつける。

スカートの丈は、膝にかかる長さとする。

- シャツ・ブラウス

第2ボタンまではきちんととめる。

夏季のポロシャツは、スラックスやスカートから出しても良い。

※ 長袖の場合はシャツ出しをしない。腕まくりをする際はきちんと折り曲げること。

<全学年共通>

- 衣替え

衣替えの時期や防寒着等の着用については、気候や体調に合わせて自分で判断すること。

⑨ 肌着について

肌着は、白または\*暗色系の無地とする。（ワンポイントTシャツも可）

カッターシャツ・ブラウスの袖や襟元から出ないものを着用する。

⑩ 防寒着・防寒具について

- セーター・トレーナー・カーディガン等

制服の下に着用することとし、制服の袖や裾からはみ出さないようにする。

色は白、または暗色系を基調とする。

- 手袋・マフラー・ネックウォーマー等

登下校時に使用し、教室の外で着脱する。

色は白、または暗色系を基調とする。

通学バッグに各自で保管する。

※ 危険防止のため、マフラーは適度な長さでボンボンなどの装飾がないものとする。

- タイツ・スパッツ等

色は暗色系のものとする。

靴下を履かずにタイツのみの着用でもよい。ただし、体育の授業や部活動時は靴下を着用する。

- コート等

登下校時に使用し、教室の外で着脱する。

色は指定しない。

教室前フロア等に設置の「ハンガーラック」にかけること

## (8) 盗難防止のために

- ① 貴重品や、 unnecessaryな現金を持ち込まない。  
やむを得ず現金等を持ってきたときは、朝から学年の先生に預ける。
- ② 学習に必要なのない物を持ち込まない（携帯電話・まんが本等）。
- ③ 持ち物には記名する。

## (9) その他

- ① 職員室の先生に用事があるときは、職員室の入り口で先生を呼ぶようにする。
- ② 職員室入室時のマナー
  - ・ カバン類を廊下に並べて置いて入室する。
  - ・ 出入口でノックして・・・  
「失礼します。○年△組の□□です。☆☆先生に用があつて来ました。☆☆先生をお願いします。」
  - ・ 要件が済んだら・・・「ありがとうございました。」
  - ・ 退室の時は出入口で・・・「失礼しました。」
- ③ 校内の危険な場所での通行や活動を避ける。  
危険箇所：駐車場や柔剣道場の裏、体育館周辺  
2階以上の教室の窓や校舎の外壁周辺など
- ④ サイレントゾーン（2棟1階廊下）では、あいさつ以外は無言で通行し、登下校時や移動教室の際は、通行しない。（柔剣道場への移動の際は通行してもよいものとする。）

## 校外生活について

- ① 校外での生活は、保護者の責任のもと、保護者の許可を受けて行動することが基本なので、保護者の指示・指導にしたがって生活するようにする。
- ② トラブル防止のため、生徒同士でのゲームセンター・カラオケ・インターネットカフェ・飲食店などの立ち入りをひかえる。
- ③ 長崎市の申し合わせによる帰宅時間を守る（夏季は19時、冬季は18時）。
- ④ 携帯電話等の情報機器の使用マナーやモラルを守る。
- ⑤ 交通道徳を守り、自転車乗車マナーや公共交通機関乗車マナーを厳守する。
- ⑥ 地域では、地域の一員としてマナーを守り、深夜の行動や集団で騒ぐ等、地域の迷惑になるような行為をしない。